

【国からのお知らせ】12月は「国家公務員倫理月間」です！

国家公務員倫理審査会では、12月を『国家公務員倫理月間』とし、各種啓発活動を実施しています。

企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。

企業と「利害関係」(契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等)のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法・倫理規程違反に問われます。

- ・金銭、物品等の贈与をすること
- ・車による送迎など無償のサービスを提供すること
- ・供応接待をすること(国家公務員が「自己の費用」を負担している場合、飲食は可能)

これらの行為のほかにも禁止される行為があります。

詳細は、国家公務員倫理審査会ウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.jinji.go.jp/rinri/>

上記 HP には、倫理法・倫理規程に関するパンフレット、具体的なケースに沿った運用を解説した事例集なども掲載しています。

また、「利害関係」がない場合でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を行うと、それを受けた国家公務員が倫理法・倫理規程違反に問われます。

具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は倫理審査会にお問い合わせください。

なお、倫理法・倫理規程に違反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

#### ◆公務員倫理ホットライン◆

【メール】 [rinrimail@jinji.go.jp](mailto:rinrimail@jinji.go.jp) (郵送、電話、FAX による通報も受け付けております。)

詳細は下記の web サイトを参照ください。)

<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.html>

※通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

電話(代表):03-3581-5311

## 企業の皆様へ

～倫理法・倫理規程を御存知ですか？～

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、御注意ください。

### 禁止行為

企業と「利害関係」（契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等）のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法令違反に問われます。

- 金銭、物品等（祝儀、香典など含む。）の贈与をすること
- 車による送迎など無償のサービスを提供すること
- 供応接待をすること（「国家公務員が「自己の費用」を負担している場合、飲食は可能）

- ※ 利害関係がない場合でも、倫理法・倫理規程違反に問われることがあります。
- ※ 具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は国家公務員倫理審査会にお問い合わせください。

### ～公務員倫理ホットライン～

国家公務員倫理法令に違反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【メール】 [rinrimail@jinji.go.jp](mailto:rinrimail@jinji.go.jp)

（郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。  
詳細はWEBサイト参照。）

【WEB】 [公務員倫理ホットライン](#)

検索



- ※ 匿名による通報も受け付けています
- ※ 通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています

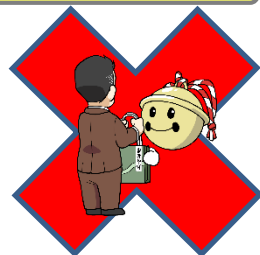


# ～ 違反事例の御紹介 ～

## ケース 1

企業の社員が、企業と利害関係のある国家公務員と接する際、手土産として菓子折を渡した。

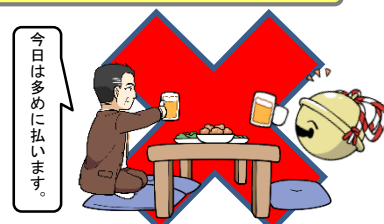
- ➡ 菓子折を受け取った場合、国家公務員は倫理法令違反に。  
※ただし、例えば社名入りのカレンダーなど、広く一般に配布されている記念品・宣伝用物品を受け取ることは認められています。



## ケース 2

企業の社員が、企業と利害関係のある国家公務員との懇親会において、割り勘以上の金額を支払った。

- ➡ 国家公務員が自己の費用を負担していれば可能。  
しかし、企業（利害関係者）側の負担が多ければ国家公務員は倫理法令違反に。



※当初の予定よりも会計の額が高かった場合などに、よかれと思って国家公務員の負担額を安くすることが、かえって違反につながります。

## ケース 3

企業の社員が、企業と利害関係のある国家公務員が視察で訪問した際、車を用意し視察先へ案内した。

- ➡ 国家公務員が職務で訪問した際に、交通事情等からみて相当と認められる範囲（※）で、利害関係者が日常的に利用している車（社用車等）を利用することは可能。しかし、このような事情がない場合、国家公務員は倫理法令違反に。

※ 用務地までの公共交通機関が限られているなど



まずは国家公務員側の倫理保持が重要ですが、皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いいたします

国家公務員倫理審査会 <https://www.iinj.go.jp/rinri/>